

## 違法伐採に関する自主的行動規範

甲南木材協同組合

平成 18 年 9 月 4 日作成・決議・公表

平成 17 年 7 月に英国で開催された G 8 サミットの結果、日本政府は「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方にに基づき、政府調達の対象を「合法性、持続可能性が証明された木材、木材製品」を導入することとした。これらを踏まえ、甲南木材協同組合（以下「甲南木協」という。）は、違法伐採に関する自主的行動規範を制定し、ここに公表する。

（違法伐採に対する考え方）

1. 甲南木協は、森林の違法伐採に反対を表明する。

（政府の取組みへの協力）

2. 甲南木協は、わが国政府による違法伐採対策の取組みを全面的に支持するとともに、これを積極的に協力する。

（合法性の証明された木材・木製品の普及促進）

3. 甲南木協は、合法性、持続可能性の証明された木材・木製品の供給の促進に向けた普及の促進に努力するものとする。

（合法性等の証明のための事業者の認定）

4. 林野庁が策定公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された、森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、「合法性、持続可能性の証明に係る事業者認定方法」を別途定め、甲南木協の組合員事業者の認定を行い、その供給の促進に努めるものとする。

（他の団体との連携）

5. 甲南木協は、違法伐採対策の実施に当って、他の木材産業関係団体等との連携を図る。

（情報の公開）

6. 甲南木協は、本行動規範に基づく取組み状況の概要を公表する。

## 間伐材の確認及び、発電利用に供する木質バイオマスの証明 に関する自主行動規範

甲南木材協同組合

平成25年5月25日作成・決議・公表

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の施行にともない、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、「間伐材等由来の木質バイオマス」、「一般木質バイオマス」「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められたため、既存の建築材料、製紙用の利用への影響を及ぼさないように配慮しながら、発電用の木質バイオマスが円滑に供給されるよう、林野庁は電力利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインを公表したところである。

また、グリーン購入法の基本方針の改定により、国などが調達するコピー用紙について、古紙以外に間伐材を原料とした指定が行われることとなり、製紙原料の間伐材由来の確認を行う必要が出てきている。

一方、森林のもつ国土の保全や地球温暖化の防止などの公益的機能を高度に発揮していくためには、森林を適切に整備・保全することが必要である。とりわけ、利用可能な資源が充実しつつある我が国の人工林については、間伐を適時適切に進めることに加え、林地に放置される間伐材の積極的な利用が必要となっている。

これらを踏まえ、甲南木材協同組合（以下「甲南木協」という）は、森林の違法伐採に反対し、木材・木製品の合法性、持続可能性の証明とともに、

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電用の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されることに資するよう、発電燃料となる間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びこれらを原料とするチップ等の供給にかかる証明の取り組み

コピー用紙の原料としての間伐材、とりわけ間伐材丸太の円滑な供給に資するとともに、間伐材を原料として使用したコピー用紙に対する消費者の信頼を

得ていくため、コピー用紙原料チップが間伐材由来であることの確認への取り組みをすることとし、

これに当たっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

(既存利用と森林の循環利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進)

1. 甲南木協は、発電利用に供される木質バイオマスの利用にあたっては、既存利用に影響を及ぼさないよう、また森林の循環利用に配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。

(間伐材を原料として使用したコピー用紙の普及促進)

2 甲南木協は、間伐材であることが証明されたコピー用紙の原料となる木材の供給等を通じ、間伐材を原料としたコピー用紙の普及促進に資するよう努力するものとする。

(会員事業者等の認定)

3 林野庁が策定した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示した業界団体の評価・認定を得て行う証明方法(団体認定方式)に即して、「間伐材の確認及び、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」を別途定め、甲南木協の組合員事業者等の認定を行い、間伐材であることが証明されたコピー用紙の原料となる木材の供給、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された発電利用に供される木質バイオマスの供給に努めるものとする。

(情報の公開)

4 甲南木協は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。